

議 事 録

会議名	釧路市障がい者自立支援協議会 第3回 相談支援部会	
事務局	釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター	
開催日時	令和5年8月23日(水)15:00~16:30	
開催場所	釧路市柳町スケートリンク場 会議室	
出席者	部会員	出席 23名 佐々木部会長(ソーシャルカフェ)、竹内副部会長(つばさ)、森島副部会長(自立センター)、葛野協力員(のとお)、山本協力員(いまじん)、打川協力員(リリーふ)、平間協力員(わんだふる)、鎌田協力員(鶴が丘)、大塚(自立センター)、高野(のとお)、大峠(そよかぜ)、伊藤(つぼみ)、武田(サハス)、森山(にじとあーかす兼務)、高岡(リール)、二瓶・妹尾(いっ歩)、下山(釧路市児童発達支援センター)、八木沢・鴨川(結)、大木・原田(いんくる)、長田(あーかす) 議事録担当:森山(あーかす) (敬称略)
	その他	ゲストスピーカー 笠井(釧路こども家庭支援センター)、石田(こども支援課)、関本・渡部(教育支援課)、高橋(児童相談所)、高嶋(放課後等デイサービスジャンプジャンプ)
	傍聴者	なし
	事務局	出席5名 船坂・若園 (釧路市 障がい福祉課) 柿沼・林・吉川(釧路市障がい者基幹相談支援センター) (敬称略)
会議次第	1. 挨拶 相談支援部会長 佐々木 寛 2. 議 事 (1)研修会「学校に行けない子どもたち」～私たちにできること～ (2)その他 3.閉会	

議 事 内 容

2. 議事

(1) 研修会「学校に行けない子どもたち」～私たちにできること～

○ゲストスピーカー自己紹介・業務内容・役割・過去事例等紹介

・(相談支援内容説明)サポートルームのおと～相談支援として障害者総合支援法における特定相談支援・一般相談支援、児童福祉法における障害児相談支援、地域生活支援事業による障害者相談支援・基幹相談支援センターがある(別紙参照)。

(のおとでの不登校支援)広義にとらえ13名(担当の約20%)。関係機関と連携する中で幼少期の情報が役立つことがあるため場合によっては児童発達支援事業所への会議出席要請をすることもある。

・教育支援課～いじめ・家庭問題担当では学校・福祉事業所・sswとの連携により子の安全を守っている。不登校児のいる学校には、学校でできることや対応方法を一緒に考えるなど、リーフレットを用意している。特別支援級担当では、不登校児が多くなっており、対応困難なケースが増えているが、関係機関と連携し対応している。

・児童相談所～過去、学校に行けない子のケースでは、心理判定後しかるべき機関へつなぐことをした。学校には母の理解力が低いことを伝え、レベルに合わせた対応をしてもらうよう働きかけた。

・こども支援課～不登校の相談があった場合、教育委員会・関係機関と連携を図る。世帯に支援が必要な場合、釧路市で行われている「養育支援事業」を活用している。ある世帯では、多子世帯8人全員が不登校であり、週1回2時間のみ行ってみようという提案したり、母親は片付け等を行うことが難しいということを知り、手帳取得に向けた支援を行った。

・こども家庭支援センター～子の居場所づくり・家庭支援を行っている。子の居場所として無理のない範囲で、みんなで行う活動や、ふれあい学習支援で地域の方もまじえた交流を行っている。(別紙参照)

・放課後等デイサービスジャンプジャンプ～トランポリン等の運動をとおして心と体の発達をサポートしている。前年度は3件の不登校支援をした。事例として、友人とSNSトラブルに巻き込まれたのち、学校担任から言われた一言にも不信感をいだき、不登校ぎみになった児童がいる。事業所へ通所することで、居場所づくりや友人とのつながりを確保しつつ、社会的つながりを保っていた。学校や相談支援事業所と連携を図り、登校支援をしたという経過がある。

○事例をとおして各機関での動き方一例紹介

・サポートルームのおと～本人・母の希望や困り感を聞きつつ、学校へ行っているという強みを活かしつつ、本人に合った放課後等デイサービスを一緒に探していく。

・ジャンプジャンプ～運動をメインとしているが、無理のない程度で短時間から利用できるよう配慮する。

・教育支援課(1)～問題のポイントは不登校だけではなく、母の困り感(体調・夫との関係・子どもの家庭内支援等)もある。子の支援として、週1回学校に行けているという強みに着目する。学校側には母の困り感を引き出してもらい教育委員会sswとつなげてもらう。

・教育支援課(2)～子の特性に着目する。小学校中学年位から特性が強くなっていく子が多い。タイミングを図りながら発達特性を知るため巡回相談にてWISKなどの発達検査を受けてもらうなどして困り感の詳細をとらえる。結果を受け学校や家庭でできることを本人に対し働きかけていく。また、学級の在籍変更も視野に入れ対応していく。

・児童相談所～保護者からは家庭での様子を、学校からは友人とのかかわりや先生が対応に苦慮していることを聞く。それにより関係機関へつなぐ。場合により手帳申請の提案をする。

・子ども支援課～妹の様子を保健師から聞く。母の悩みを地区担当から聞き、母が精神的に不安定ならば虐待防止で養育支援制度利用の提案をする(週何回か母の調子が良くなるまで)。

・子ども家庭支援センター～直接相談に来ることはないかもしれないが母が困り感を訴えたときは十分聴き関係機関へつなぐ。

Q～子ども家庭支援センターへ、不登校児支援活動はどのように利用するのか？

A～釧路市教育委員会から委託を受けファーストステップ事業として実施している。まずは教育委員会へ連絡してほしい。ssw や指導主事と連携し利用検討する。

Q～釧路市学校適応指導教室(ふれあい教室)、不登校学級(さわやか・青空学級)はどのように利用するのか？

A～現在、不登校児童生徒の学習支援施設、市教育支援センター「まなびや鳥取」を、鳥取コミュニティセンター(コア鳥取、鳥取北8)内に開設した。また今年度、釧路市立城山小学校内に設置していた市学校適応指導教室(ふれあい教室)と不登校学級(さわやか・青空学級)を「まなびや城山」に再編。まずは保護者から学校へ相談してもらう。学校から教育委員会へ相談されたのち、教育委員会は本人と保護者と面談し状況把握する。家庭に応じた適切な通所場所へつなぐ。

Q～相談支援事業所は、不登校児を福祉サービスへつなぐこともあるが、そこを教育側はどうとらえているのか？

A～不登校になる要因は様々。背景を探り家庭に応じた適切な通所場所を確保できればよいのではないかと思います。

山本協力員～各機関の業務内容や利用のしくみなど、詳細に知ることができた。リーフレット等も活用し連携の幅が広がった。

部会長総評～事例ではストレングスモデル(この事例では週1日通うことができている)を中心に検討できている、相談としてそこを大切にしている。もう一つ、子の環境にどう変化があったかレジリエンスアプローチで文化やカルチャー等背景を考えながら、本人との関係を結んでいく。相談はサービスありきではない。また、関係機関との連携・ネットワークをどうしていくかを相談として考える良い機会となった。